

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの指導・普及等のためのマニュアル等の作成）」公募要領

1 事業名

令和7年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの指導・普及等のためのマニュアル等の作成）」

2 事業の趣旨

東京オリパラ大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、成人一般に比べて障害のある方のスポーツ実施状況が低調であることから、障害のある方特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることが重要である。また、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することも必要である。これらのことから、本事業は、障害のある方が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、パラスポーツの各競技の普及・振興に向け、障害のある方のスポーツを指導する際の留意点等を取りまとめたマニュアルを作成することで、障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的として実施する。

3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、障害のある方にスポーツを指導する際の留意点等を取りまとめたマニュアル等（冊子のほか、動画、ホームページのコンテンツ等を含む。以下同じ。）の内容の方向性を定めた上で以下の事業を実施するものとする。

（1）障害のある方にスポーツを指導する際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の作成

障害のある方にスポーツを指導する際の留意点等を取りまとめたマニュアル等について、以下のア～エのうち、1つを選び作成する。なお、作成にあたっては受託者において指導・普及上の課題及び本事業において達成を目指す目標を設定し、実施すること。

ア スポーツ庁において作成した「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方ハンドブック」を活用した授業や研修会等の実施モデルについてまとめたもの（授業や研修会等のカリキュラム等）。なお、次の①～③のとおり、それぞれ本ハンドブックを活用した研修会等を所定の回数実施したうえで検証を行うこと。

- ① （学生向け）大学等における授業等：3件以上
- ② （大学教員向け）大学教員に対する本ハンドブックを活用した学生向けの指導方法に関する講習会：1件以上
- ③ （初等中等教育の教員向け）教育委員会等が主催する教職員を対象とした研修会等：3件以上
- ④ （その他スポーツ指導者向け）地方公共団体のスポーツ部局やスポーツ関係団体が主催する指導者等を対象とした研修会等：3件以上

イ 障害の種類や程度に応じた、スポーツを実施するにあたっての支援や介助方法、情報保障や相互の円滑な意思疎通に係る配慮事項等をまとめたもの。なお、3つ以上の競技を対象とすること。

ウ 障害の種類や程度に応じた、普及等のための競技のルールや実施上の留意事項等をまとめたもの。なお、3つ以上の競技を対象とすること。

エ その他上記に準ずるもの。

(2) 有識者等によるマニュアル等の案の検討・作成

受託者が設定したパラスポーツの指導・普及上の課題を分析し、その解決を図るマニュアル等の作成に向け、障害種別や競技に関する有識者等による検討・立案を行う。なお、作成に当たり必要に応じ有識者会議等を開催することとし、当該有識者会議等の委員については、あらかじめ、スポーツ庁と協議して、スポーツ庁の了解を得ること。

(3) 評価・検証

作成したマニュアル等の案について、その内容についてブラッシュアップを図るため、原案の作成に携わった有識者以外の者を対象としたアンケートやヒアリング等を実施し、評価・検証を行う。

(4) 委託事業成果報告書等の作成

本事業の内容をとりまとめた委託事業成果報告書及び当該報告書の概要資料を作成すること。報告書においては、実施した事業概要のほか、

- ・ 事業計画書に記載した目的に対する達成状況等に係る評価指標に基づく評価結果
- ・ 課題解決に向けた分析
- ・ 他のパラスポーツ団体の参考となるポイント
- ・ 前述の、報告書の概要資料

を盛り込むこと。なお、これらの報告書及び概要資料については、原則、スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。

4 成果物

① 委託事業成果報告書（事業実施による成果物（冊子、資料集等）を含む。）

- ・ 印刷物 10 部
- ・ Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point 形式にて作成されたもの

② 委託事業の内容をまとめた概要資料

- ・ Microsoft Power Point 形式にて作成されたもの（4 頁以内）

③ 有識者会議等の資料及び議事録

- ・ Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point 形式、PDF 形式にて作成されたもの

④ 本事業の成果として作成されたマニュアル等

- ・ マニュアル等の印刷物 10 部

※マニュアル等のうち、冊子以外の動画やホームページのコンテンツ等については、掲載場所を報告書内に盛り込むことを以て提出に代える。

⑤ その他、スポーツ庁との打合せ等において作成した資料一式

- ・ Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point 形式にて作成されたもの

5 委託先

法人格を有する者

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和 8 年 3 月 13 日（金）

事業規模：1 件当たり 5,000 千円（税込）を上限とする

採択件数：2 件（予定）（予算の範囲内において、技術審査委員会で採択件数を決定する。）

8 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じてスポーツ庁から申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙 1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30 日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

9 公募説明会の開催

開催日時：令和 7 年 5 月 28 日（水）11 時 00 分

開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mail にて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（申請締切：令和 7 年 5 月 27 日 12 時 00 分）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、応募にあたり本説明会への参加は任意である。

（事前登録先）E-mail：kensport@mext.go.jp

※件名または本文に、本公募事業の公募説明会への参加希望であることを明記すること。

10 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

11 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 誓約書（１部。詳細は「10. 誓約書の提出等」のとおり。）

ウ 申請団体の財務状況に関する書類等、審査基準「Ⅳ 評価項目」の「１. 事業実施主体に関する評価」の各項目の評価に資する書類（地方公共団体は提出不要。）

エ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（地方公共団体は提出不要。）

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関３丁目２番２号中央合同庁舎第７号館

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室（東館 13 階）

TEL：03-5253-4111（内線：3938）（担当：五町）

e-mail：kensport@mext.go.jp

(3) 提出方法

（１）の提出書類の電子データ（PDF 形式）を電子メールにて、（２）に示す提出先のメールアドレスまで提出すること（押印不要）。メールの件名は「【団体名】パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの指導・普及等のためのマニュアル等の作成）提出書類」とすること。なお、メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和７年６月１１日（水）１５時（必着）

(5) その他

ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

12 誓約書の提出等

（１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙２の誓約書を提出しなければならない。

（２）企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、再委託先が地方公共団体又は独立行政法人の場合を除き、再委託先も誓約書を提出すること。

（３）前２項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（４）（１）は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

13 障害者差別解消法改正を受けた対応について

本企画競争に参加を希望する者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第5条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、必要な環境の整備に努めること。

14 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

15 スケジュール

- ① 公募開始：令和7年5月21日（火）
- ② 説明会：令和7年5月28日（水）11時
- ③ 公募締切：令和7年6月11日（水）15時
- ④ 選定：令和7年6月
- ⑤ 契約締結：令和7年7月以降
- ⑥ 契約期間：契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、スポーツ庁と契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

16 その他

- （1）本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- （2）採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- （4）再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

(5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(6) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(7) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む。）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報

(8) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、42点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。評価点が合格最低基準点以上の者の中から、予算の範囲以内で原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業遂行可能な人員が確保され、必要な役割分担・管理体制がとられていること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、バックアップ体制が組まれる等、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な知識・経験等を有していること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 本事業の対象となる競技の基本的な情報が記載されていること
- (2) 対象となる競技の背景、解決すべき課題が適切かつ具体的に設定されていること
- (3) 課題の解決に向けた適切かつ整合的な目標設定がなされていること
- (4) 目標達成を図るために必要な評価指標が適切に設定されていること
- (5) マニュアル作成に関与する有識者の選考についての考え方が適切かつ具体的に示されていること
- (6) 評価・検証が適切に行われる計画となっていること
- (7) 妥当な経費が示されていること
- (8) 事業推進の方法、内容・スケジュール等が具体的かつ合理的であること

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2点 ・プラチナえるぼし認定＝3点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）＝1点 ・トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）＝1.5点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）＝1.5点 ・トライくるみん認定②（令和7年4月1日以後の基準）＝1.5点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）＝1.5点 ・くるみん認定④（令和7年4月1日以後の基準）＝1.5点 ・プラチナくるみん認定＝3点 ・行動計画策定済（一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る））＝0.5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝2点 ○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定） ・スポーツエールカンパニー認定＝1点 ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝1.5点

- ・ Bronze（ブロンズ） 認定＝ 2 点
 - ・ Bronze+（ブロンズプラス） 認定＝ 2. 5 点
 - ・ Silver（シルバー） 認定＝ 2. 5 点
 - ・ Silver+（シルバープラス） 認定＝ 3 点
- 上記に該当する認定等を有しない＝ 0 点

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。